

長期優良住宅化リフォームに係る 技術的審査料金規程

頁 No.1 / 2

QR03-01

2014年10月23日制定

2014年10月23日施行

この規程は、別に定める「長期優良住宅化リフォームに係る技術的審査業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施する長期優良住宅化リフォームに係る技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

なお、以下に定める料金は、税抜きであり、別途消費税を加算する。

1. 長期優良住宅化リフォームに係る技術的審査料金

(1) 財団が実施する長期優良住宅化リフォームに係る技術的審査料金の額は、次に掲げる額とする。ただし、財団が当該依頼に係る住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条の2第1項の確認及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）を行っている場合は、当該料金に1/2を乗じた額とする。

1) リフォーム前の技術的審査料金（税抜）

種別	床面積の合計	技術的審査料金
共同住宅等 （住戸＋共用部分）	500㎡以内のもの	290,000 + M × 14,000 円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	310,000 + M × 14,000 円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	352,000 + M × 14,000 円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	636,000 + M × 12,000 円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	892,000 + M × 10,000 円
	50,000㎡を超えるもの	1,612,000 + M × 8,000 円
共用部分のみ	500㎡以内のもの	290,000 + M × 7,000 円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	310,000 + M × 7,000 円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	352,000 + M × 7,000 円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	636,000 + M × 6,000 円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	892,000 + M × 5,000 円
	50,000㎡を超えるもの	1,612,000 + M × 4,000 円

この表において、Mは技術的審査対象住戸数を表すものとする。

2) リフォーム後の技術的審査料金（税抜）

M × 10,000 円

ただし、同時に変更を依頼する場合は、(2)の技術的審査料金を加算する。

長期優良住宅化リフォームに係る 技術的審査料金規程

頁 No.2/2

QR03-01

2014年10月23日制定

2014年10月23日施行

(2) 既に財団から適合確認書または(仮)適合確認書が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金の額は、以下により計算した額とする。ただし、財団以外の者から適合確認書または(仮)適合確認書が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして(1)に規定する額とする。

1) 共同住宅等に係るものにあつては、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額を合計した額とする。

① 上記の技術的審査のうち、住棟に係る変更の場合

当該区分の技術的審査に係る住棟料金((1)1)又は2)の共同住宅等に係る欄に掲げる技術的審査料金の計算式の第1項の額をいう。)に2分の1を乗じた額

② 上記の技術的審査のうち、住戸に係る変更の場合

当該区分の技術的審査に係る戸当料金((1)1)又は2)の共同住宅等に係る欄に掲げる技術的審査料金の計算式においてMに乘じることとされている額をいう。)の2分の1の額に、技術的審査対象住戸数を乗じた額

2. 技術的審査料金の減額

技術的審査を効率的に実施できる場合(類似する複数棟の依頼により設計図書が高度に標準化されている場合等)は、実費を勘案して技術的審査料金を減額することができる。

3. 技術的審査料金の増額

(1) 技術的審査が複雑な場合は、申請者と協議の上、実費を勘案して技術的審査料金を増額することができる。

(2) 着工時期が昭和56年5月31日以前の住宅の場合は、審査方法に応じた別途料金を加算する。

4. その他

適合確認書の記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合確認書を再交付するときの料金は、1通につき1,000円(税抜)とする。(ろ)

(附則)

この技術的審査料金規程は平成26年10月23日より施行する。